

令和元年 9 月 18 日

各 位

菱 和 設 備 株 式 会 社
取締役社長 山 名 昭 義

建設業法に基づく営業停止処分について

弊社は、元社員が静岡県磐田市発注の子ども図書館設備改修工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害で、6月26日に有罪判決を受けたことに伴い、9月17日、国土交通省中部地方整備局から、下記のとおり建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

このような事態に至りましたことは、誠に遺憾であり、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、今後二度と同様の事案が発生しないようコンプライアンス研修を定期的かつ継続的に実施し、社員一人一人に法令・社会規範遵守の意識付けを行い、社会の信頼回復に全力を挙げて努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【営業停止処分の内容】

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における管工事業に関する営業のうち
公共工事に係るもの

2. 営業停止期間

令和元年10月2日から令和2年1月29日までの120日間

以 上